

岩井温泉国民保養温泉地計画書

令和5年3月

環境省

- 目 次 -

1 . 温泉地の概要-----	2
2 . 計画の基本方針-----	2
3 . 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等に関する方策-----	2
4 . 医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の配置計画又は同医師との連携のもと入浴方法等の指導ができる人材の配置計画若しくは育成方針等-----	3
5 . 温泉資源の保護に関する取組方針-----	4
6 . 温泉を衛生的に良好な状態に保つための方策-----	4
7 . 温泉地の特性を活かした温泉の公共的利用増進に関する方策-----	5
8 . 高齢者、障がい者等に配慮したまちづくりに関する計画-----	6
9 . 災害防止対策に係る計画及び措置-----	7
添付	
1 . 国民保養温泉地位置図	
2 . 国民保養温泉地区域図	

1. 温泉地の概要

本温泉地計画の区域は、鳥取県岩美町の岩井温泉周辺を含めた別添図面に表示する区域とし、その面積は81.40ha（図上測定）である。当温泉地は、鳥取県の北東部、岩美町の蒲生川中流域に位置しており、地質学的に重要な自然公園としてユネスコ世界ジオパークに認定されている山陰海岸ジオパークに含まれている。

気候としては、春から秋は好天の日が多い一方で、冬は雪の日が多く、山陰地方独特の温泉情緒を醸し出している。

当温泉地は、岩井温泉の守り神である御井神を祀った御湯神社が811年に創建されたことから、開湯して1200年と言われている因幡最古の温泉地である。昭和48年に国民保養温泉地に指定され、さらに平成13年にはふれあい・やすらぎ温泉地に選定され温泉地の整備を実施してきた。

温泉街は和風木造3階建ての旅館が並び、情緒漂う温泉地を感じさせる。また作家の尾崎翠が生まれた西法寺をはじめ、歴史ある寺院が多くあり、さらに当温泉地の南東から北西に流れる蒲生川沿いには岩井水辺公園が整備されるなど、温泉地の散策を楽しむことができる。

また、江戸時代の後期、少しでも長く湯につかって温泉の効能にあやかろうと頭に手ぬぐいをのせ柄杓で湯をかむる、奇習「ゆかむり」が生まれ、現在でもその奇習が伝えられている。

さらに源泉温度49.8度の源泉かけ流しの温泉で、平成25年に「日本源泉かけ流し温泉協会」(任意団体)への加入が認められ、平成26年に山陰の温泉地で初めて「源泉かけ流し宣言」を行い、年間を通じて源泉かけ流しの温泉や情緒溢れる温泉地を堪能する利用客が訪れている。

2. 計画の基本方針

岩井温泉は、古くから湯治場として栄えてきた情緒溢れる温泉地であり、近年では家族や友人などの少人数でゆったりと昔ながらの温泉街を堪能する利用客が増加している。今後、以下の考え方に基づき、湯治場としての歴史や文化を大切にしながら、保養・休養・健康増進の場として昔ながらの雰囲気漂う温泉地を目指していく。

- (1) 温泉資源を未来に伝えるため、源泉の維持管理を徹底する。
- (2) 入浴者が「こころの湯浴み」を体感できるよう、浴槽を常に新鮮な源泉で満たす。
- (3) 岩美町が目指すまちづくりに積極的に貢献する。
- (4) 長く続く温泉文化を次世代に継承するため、源泉かけ流しを守り抜く。
- (5) 温泉の効能により地域住民や観光客など多くの温泉利用者の健康増進を図る。

3. 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等に関する方策

(1) 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の概要

岩井温泉は、海岸線より約5kmの山間にある静かで情緒あふれる温泉地で南北に蒲生川の清流が流れる自然豊かな地域である。山陰海岸国立公園を中心として、東は京都府京丹後市の経ヶ岬から西は鳥取市までの東西約120km、南北最大30kmに広がる山陰海岸ジオパーク内にあり、断層や割れ目に沿って温泉が上昇していると考えられている。

当温泉地内には、日本最古の温泉神社8社の中の1つである「御湯神社」があるほか、国指定史跡である「岩井廃寺塔跡」が残っている。

また、斬新な作品を残した女性作家尾崎翠の生誕地である当温泉地には、彼女の作品を所蔵している「尾崎翠資料館」があり、若い女性を中心とした読者が訪れている。

現在、当温泉地には宿泊施設として古き良き温泉旅館が2施設、日帰り入浴施設が1施設、温泉利用福祉施設として4施設がある。

(2) 取組の現状

岩井温泉では 1200 年の歴史を有する御湯神社の行事として 2 年毎に「御湯神社春季例大祭」が開催され、大人たちが武者行列や獅子舞を披露しているほか、毎年 3 月には子ども獅子舞が街中を練り歩く「初午」が催されるなど、長い歴史と伝統文化が大切に継承されている。

また、奇習「ゆかむり」を伝承するため岩井区民有志が保存会を結成するとともに、「ゆかむり唄」に独特のフリをつけて子どもたちが踊る「ゆかむり踊り」が考案され、伝統文化子ども教室での練習の成果を全国で披露している。

平成 14 年度には、岩井ふれあい・やすらぎ温泉地整備事業により日帰り入浴施設のゆかむり温泉をはじめ、温泉地内の散策を楽しむ健康増進を図ることができるよう水辺公園の整備を行い、散策ルートを設定している。

(3) 今後の取組方策

岩井温泉において、さらに自然環境、まちなみ、歴史、風土及び文化等の維持・保全等を図るため行政や岩井温泉区、岩井温泉旅館組合等の関係機関と調整の上、(2)の取組を継続するとともに、情緒漂う温泉地の魅力を県内外へ発信、温泉地内散策の案内充実など観光客誘致・健康増進を図る。

4. 医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の配置計画又は同医師との連携のもと入浴方法等の指導ができる人材の配置計画若しくは育成方針等

(1) 医師又は人材の配置の状況

岩井温泉では、医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導を行う医師及び温泉入浴指導員を配置し、以下のとおりの活動を行っている。

医師

氏名	専門分野	活動内容	配置年度
温泉療法医 鳥取赤十字病院 足立 泰 医師	麻酔科	医学的な立場からの適正な温泉利用や健康管理について温泉管理者、各旅館の事業者、岩美町の保健師等を対象に講習会を開催する。 また、医師と岩井温泉関係者や温泉入浴指導員が随時、意見交換し共通認識を深める。	平成 26 年度

また、温泉利用者の緊急時には、町立岩美病院の受入態勢が常時整っている。

その他の人材

資格	所属	活動内容	配置年度
温泉入浴指導員	岩井温泉関係者(6名)及び町職員(2名)	旅館及び日帰り入浴施設、福祉施設において、健康増進及び疾病予防のための温泉利用を安全かつ適切に実施できるよう温泉利用者に指導を行っている。	平成 25 年度

(2) 配置計画又は育成方針等

岩井温泉では、(1)の医師及び人材の配置を継続する。

5. 温泉資源の保護に関する取組方針

(1) 温泉資源の状況

岩井温泉は、その主な泉質は硫酸塩泉であり、現在3つの泉源が旅館、日帰り入浴施設、福祉施設に利用されている。

源泉	温度()	湧出量 (l/min)	泉質	湧出状況	所有者	利用施設
第1泉源	49.8	630	加鈣・ナトリウム - 硫酸塩泉	ポンプによる汲み上げ	岩井温泉区	旅館2 日帰り入浴施設1
第2泉源	40.7	384			岩井温泉区	福祉施設2
第3泉源	37.3	210			岩美町	福祉施設2

(2) 取組の現状

各源泉の保護を図るため、下記の観測を行っている。

源泉	取組	実施主体	実施年度
第1泉源	温度、使用水量、水位の現地観測を毎日実施。	岩井温泉区	平成19年～
第2泉源	温度、使用水量の現地観測を毎日、水位の現地観測を2カ月に1回実施。	岩井温泉区	平成19年～
第3泉源	温度、使用水量、水位の現地観測を週1回実施。	岩美町	平成7年～

(3) 今後の取組方針

岩井温泉において、源泉の温度低下や湧出量の減少に関する問題が発生する可能性も想定し、(2)の取組を継続するとともに、観測のための機器点検を定期的に行い使用量メーター等の機器更新を実施し、精度維持に努める。

6. 温泉を衛生的に良好な状態に保つための方策

(1) 温泉の利用に当たっての関係設備等の状況

岩井温泉において温泉の利用に当たって使用している設備及び温泉利用の状況は、以下のとおりである。

・浴用及び飲用利用

源泉数	浴用利用施設及び飲用利用施設までの設備	施設数	
		浴用	飲用
3	引湯管、送湯管、貯湯槽	7	0

(2) 取組の現状

岩井温泉において温泉の利用に当たって使用している設備について、現在講じている衛生面での取組の状況は、以下のとおりである。

設備	区分	取組	実施主体
源泉	条例等	機械室の定期清掃(年2回)	岩井温泉区
送湯管	条例等	塩素消毒(専門業者・年5回) 湯垢除去清掃(専門業者・3年毎)	
貯湯槽	条例等	塩素消毒(専門業者・年5回) 塩素自動注入(常時) 湯垢除去清掃(専門業者・年3回)	

設備	区分	取 組	実施主体
浴槽	条例等	塩素投入消毒（毎日営業開始前・営業終了後）	岩井温泉区
		湯抜きして洗い流し（毎日） レジオネラ菌水質検査（年1回）	
施設全体	自主的	大掃除（専門業者・年2回）	
引湯管	自主的	水圧を利用し、湯垢除去清掃（年1回）	岩井温泉旅館組合
		塩素消毒（適宜）	
浴槽	条例等	湯抜きして洗い流し（毎日）	岩井温泉旅館組合
		露天風呂塩素系消毒（週2回営業終了後） レジオネラ菌水質検査（年1回）	
施設全体	自主的	大掃除（年2回）	

（3）今後の取組方策

岩井温泉において、さらなる衛生管理の意識向上を図るため、（2）の取組を継続するとともに、衛生管理に係る専門機関及び温泉関係者との連携により、より適切な衛生管理の方法を検討し、温泉関係者同士の情報共有に努める。

7. 温泉地の特性を活かした温泉の公共的利用増進に関する方策

（1）温泉の公共的利用の状況

近年の岩井温泉における温泉利用の状況は、以下のとおりである。

過去3年間の温泉利用者数 （単位：人）

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
宿泊(旅館)	10,141	10,269	8,021
日帰り入浴施設	286,285	285,943	249,830
合 計	296,426	296,212	257,851

最近1年間（令和2年度）の温泉の利用者数 （単位：人）

区分	施設数	総定員	利 用 者 数				
			4月	5月	6月	7月	8月
宿泊	2	209	165	6	399	662	990
日帰	1		19,456	19,127	20,403	21,616	20,123
合計	3	209	19,621	19,133	20,802	22,278	21,113

利 用 者 数							
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
846	1,125	1,275	989	240	434	890	8,021
21,200	22,073	21,457	21,934	20,953	19,215	22,273	249,830
22,046	23,198	22,732	22,923	21,193	19,649	23,163	257,851

(2) 取組の現状

岩井温泉において、温泉の公共利用の増進を図るため、現在行なっている取組の状況は、以下のとおりである。

取 組	実施主体
温泉地内の散策ができるよう草刈を行うなど愛宕山や岩井水辺公園を整備。	岩美町・岩井温泉区
年 1 回町内 3 小学校児童の遠足時の体験入浴受入れ。 季節湯（ゆず湯、しょうぶ湯）風呂の日を設定し入浴客を誘致促進。	岩井温泉区
入浴手形及び半額券を作り、旅館宿泊客の日帰り入浴施設利用を促進。 温泉の効能理解や入浴指導を行う日帰り入浴プランを作成。	岩井温泉旅館組合
県外のイベント、キャラバンの際、入浴割引チケットの配布。 いなば温泉郷（鳥取県東部の 5 温泉）と連携し、岩井温泉への誘客を図る。	岩美町観光協会
温泉地内の散策ができるよう案内看板を整備。	岩美町・岩美町商工会
ホームページ及びパンフレットでの P R。 町のマラソン大会・ウォーキングで入浴割引チケットを配布するほか、温泉地を經由してボンネットバスが運行するなど入浴客を誘致促進。 岩井水辺公園を岩美現代美術展作品の展示場として利用。	岩美町

(3) 今後の取組方策

岩井温泉において、さらなる温泉の公共的利用の増進を図るため、従来の湯治場としての機能に、新たに健康増進といった健康づくりの場としての機能を加え、それらを総合した温泉地を目指し、実施主体と調整の上、(2) の取組を継続するとともに、加えて以下の取組を進める。

取 組	実施主体
源泉かけ流しの温泉地 P R や温泉の効能周知などを目的とした岩井温泉街でのイベント開催を検討する。	岩井温泉区・岩井温泉旅館組合
ホームページやパンフレット等を利用し、当温泉地が健康づくりの場であることを P R し入浴施設の利用促進を図る。 ホームページの多言語化を行い、外国人観光客へ向けた情報発信を行う。	岩美町観光協会
温泉地内の看板の多言語化を行い、外国人観光客の受け入れ体制向上を図る。	岩美町

8 . 高齢者、障がい者等に配慮したまちづくりに関する計画

(1) 公共の用に供する施設の状況

岩井温泉における公共の用に供する施設の状況は、以下のとおりである。

区 分	施 設
公有施設	道路（国道 9 号、町道岩井中央線）公園（ 2 ヶ所）グランドゴルフ場（ 1 ヶ所） 日帰り入浴施設（ 1 施設）福祉施設（ 1 施設）
私有施設	旅館（ 2 施設）福祉施設（ 3 施設）

(2) 取組の現状

岩井温泉において、高齢者、障がい者等に配慮したまちづくりのため、現在行っている取組状況は、以下のとおりである。

区分	施設	取組	実施主体
公有施設	建築物	身障者用駐車場の設置(2施設) 身障者用トイレの設置(2施設) 浴槽内・施設内手すりの設置(2施設) 施設内段差軽減(2施設) スロープの設置(2施設) 点字ブロックの設置(1施設) ベビーベッドの設置(1施設) 車いす常備(2施設) 非常用呼び出しベルの設置(1施設) 小学生未満及び障がい者入浴無料(1施設)	岩美町
私有施設	建築物	施設内整備(段差軽減、手すりの設置等)	岩井温泉旅館組合 各事業者

(3) 今後の取組方策

岩井温泉において、さらに高齢者、障がい者等に配慮したまちづくりを図るため、実施主体と調整の上、(2)の取組を継続するとともに、それらに加え、以下の取組を進める。

区分	施設	取組	実施主体
公有施設	建築物	体調不良の入浴者を浴室から運び出すためのストレッチャー等を設置する。	岩井温泉区
私有施設	建築物	身障者用トイレ等の整備を検討する。	岩井温泉旅館組合

9. 災害防止対策に係る計画及び措置

(1) 温泉地の地勢及び災害の発生状況

岩井温泉は、鳥取県の北東部に位置しており、南西側が山地に接し、このため急傾斜地も多い。また、蒲生川が温泉地の南東から北西に流れ、これに南西から流れる瀬戸川が合流している。

岩井大火	昭和9年6月6日、全焼家屋339棟、半焼家屋19棟にも及ぶ大火災が発生した。
伊勢湾台風による水害	昭和34年9月25日から降り続いた大雨により蒲生川と瀬戸川が氾濫し、岩井温泉区は家屋の流失、床下浸水の被害を受けた。

(2) 計画及び措置の現状

岩井温泉において、現在、災害防止に関し策定されている計画及び講じられている措置は、以下のとおりである。

計画又は措置	計画又は措置の概要
土砂災害特別警戒区域の指定	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、温泉地のうち6箇所が土砂災害特別警戒区域に指定されている。
地域防災計画(岩美町)	災害予防計画、災害応急対策計画、震災対策計画、災害復旧・復興計画に関する事項を策定。 鳥取県による浸水想定区域等を基に、洪水・浸水・ため池氾濫の各ハザードマップを作成。
自主的な取組	岩井大火の日に毎年防災訓練を実施し、住民の防火意識の向上を図る。

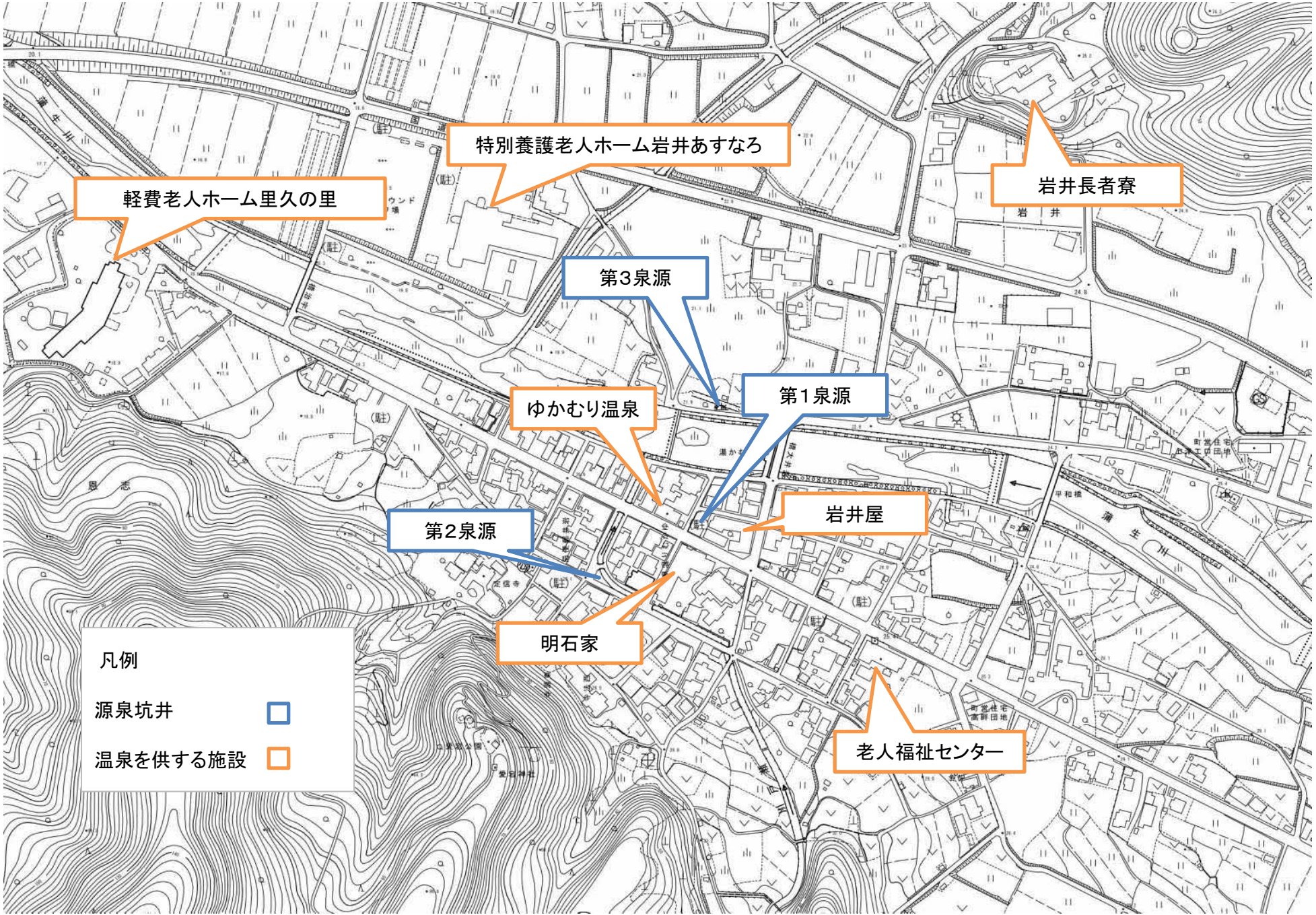
(3) 今後の取組方法

岩井温泉において、さらに災害の防止を図るため、実施主体と調整の上、(2) の計画及び措置に基づく取組を継続するとともに、それらに加え、以下の取組を進める。

取 組	実施主体
災害時の避難場所の指定等の避難体制等を記載した岩井温泉区防災計画を策定する。 高齢者・障がい者等の要支援者名簿を整備する。 避難訓練を実施し、住民同士の声かけや要支援者の避難支援を強化する。	岩井温泉区

国民保養温泉地位置図





凡例

源泉坑井

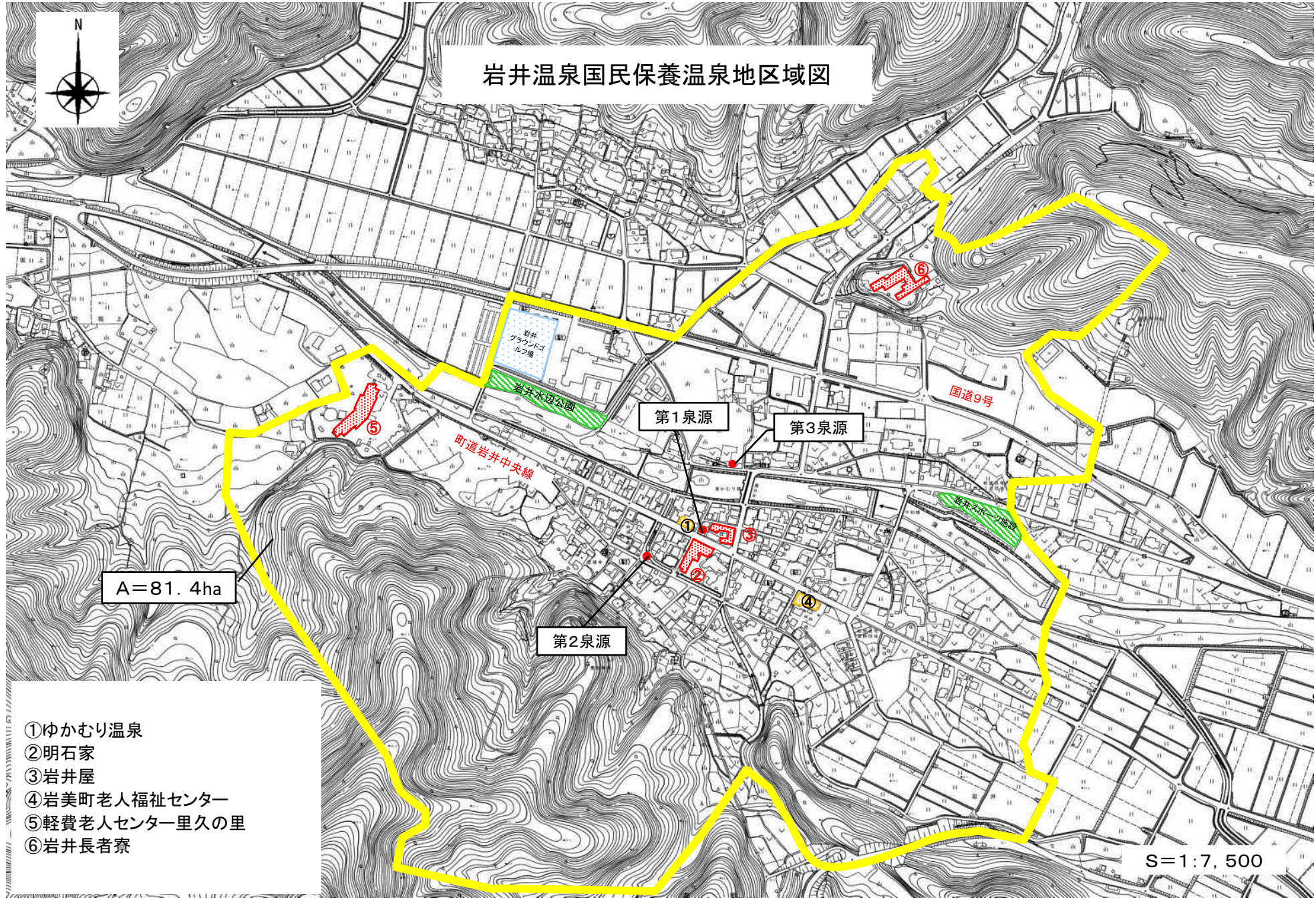


温泉を供する施設





岩井温泉国民保養温泉地区区域図



A=81.4ha

第1泉源

第3泉源

第2泉源

- ①ゆかむり温泉
- ②明石家
- ③岩井屋
- ④岩美町老人福祉センター
- ⑤軽費老人センター里久の里
- ⑥岩井長者寮

S=1:7,500